原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1

被告が平成13年6月6日付けで原告に対してした,同月14日をもって原告の開設するα医院に係る保険医療機関の 指定を取り消す旨の処分を取り消す。

- 被告が平成13年6月6日付けで原告に対してした,同月14日をもって原告の保険医の登録を取り消す旨の処分を取 2 り消す。 *** 2 事案の概要 '+ 健康

本件は、健康保険法の規定によりその開設する診療所について保険医療機関の指定を受けるとともに、保険医の登録を受けていた原告が、被告から、原告が上記診療所をして診療報酬を不正に請求させたことなどを理由に、これらの指定及び登録を取り消す旨の処分を受けたため、かかる不正請求の事実はないからこれらの処分は違法であるなどと主 これらの処分の取消しを求めている事案である。

法令の定め等

健康保険法(平成13年法律第101号による改正前のもの。以下同じ。)等の定め

- - 上記 a のほか、当該保険医療機関が、同法43条ノ4第1項の規定に違反したとき(2号)。

ずれかに相当する事由があったとき(6号)。

保険医の登録の取消し

保険医が次のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣は、保険医の登録を取り消すことができるものと されている (43条ノ13本文)

· 同法43条ノ6第1項の規定に違反したとき(1号)

健康保険法以外の医療保険各法又は老人保健法による診療に関し、上記aに相当する事由があったとき(3

ゥ 上記ア及びイで引用されている健康保険法の規定等

a 保険医療機関において診療に従事する保険医は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療に当たるべきものとされている(43条人6第1項)。

11.3 COULCOILCUS (40米ノ0第1頃)。 b 保険医療機関は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医をして、同法43条ノ6第1項の規定による厚生労働省令で定めるところにより診療に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより療養の給付を担当すべきものとされている(43条ノ4第1項)。

へきものとされている(43余/4第1頃)。 。 厚生労働大臣は、健康保険法に規定するその権限の一部を政令をもって地方社会保険事務局長に委任する ことができるものとされているところ(10条1項)、健康保険法施行令(平成14年政令第43号による改正前のもの。以下 同じ。)1条1項13号の規定により、保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しに係る厚生労働大臣の各権 限は、地方社会保険事務局長に委任されている。 工保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療担規則」という。)の定め 健康保険法43条/4第1項及び43条/6第1項の規定に基づいて定められた療担規則では、次のとおり規定され

ている。

- a(a) 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならないものとされている(2条の3)。
 (b) 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならないものとされている(2条の4)。
 b(a) 保険医は、診療に当たっては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならないものとされている(19条の2)。

- (b) 保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならないものとされている(23条の2)。
 (2) 老人保健法(平成13年法律第153号による改正前のもの。以下同じ。)等の定め

老人保健法の定め

保険医療機関及び保険医は、同法30条1項の医療の取扱い及び担当に関する基準に従い、医療を取り扱い、又は担当しなければならないものとされている(26条)。

- はならないものとされている (2条の3)。 (b) 保険医療機関は、その担当する医療に関し、老人保健事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならないものとされている (2条の4)。 b(a) 保険医は、診療に当たっては、老人保健事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めないようないようないようないようないないようなのないようない。

b(a) 保険医は、診療に当たっては、老人保健事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならないものとされている(19条の2)。
(b) 保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う医療に要する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならないものとされている(23条の2)。
(3) 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成12年5月31日保発第105号都道府県知事及び地方社会保険事務局長あて厚生省保険局長通知による改正後の平成7年12月22日保発第117号各都道府県知事あて厚生省保険局長通知)の別添2の「監査要綱」(以下「監査要綱」という。)の定め(乙6、7) 監査要綱は、地方社会保険事務局長等が診療報酬の請求等について行う監査に関する基本的事項を定めたものであるが(第1)、監査後の行政上の措置について、上記(1)の保険医療機関の指定の取消し、保険医の登録の取消し並びに保険医療機関及び保険医に対する戒告及び注意を挙げ、不正又は不当の内容によってそのいずれにするかを決すべきものとして、その基準を定めている(第6の1)。 そして、上記各取消処分について、地方社会保険事務局長は、保険医療機関又は保険医が次のいずれか1つに該当するときは、当該地方社会保険事務局に置かれる地方社会保険医療協議会に諮問して、保険医療機関の指定の取消処

分又は保険医の登録の取消処分を行うものとしている(第6の1(1))。

「① 故意に不正又は不当な診療を行ったもの。
② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの。
③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。
④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。」
2 前提となる事実(2)の事実以外の事業については、いずれも当事者間に争いませる。

平成6年4月20日に α 医院(東京都品川区 β 21番1号所在)を開設した者であり、同医院は、同年6月1 原告は.

(1) 原告は、平成6年4月20日に α 医院(東京都品川区 β 21番1号所在)を開設した者であり、同医院は、同年6月1日付けで保険医療機関に指定された。また、原告は、昭和50年9月1日付けで保険医として登録された。 (2) 被告は、 α 医院に関し、平成11年12月以降、国民健康保険等の被保険者らから、受診した事実がないのに受診したとして医療費通知を受けた旨の申立てが相次いだため、 α 医院に対し、診療報酬の不正請求の疑いを抱いた。そこで、被告は、東京都福祉局と共に、 α 医院により診療報酬請求の対象とされている健康保険又は国民健康保険の被保険者らから事情を聴取し、 α 医院における受診の有無、その時期、内容などについて確認したうえ、 α 医院による診療報酬請求の内容と照合し、その結果、 α 医院における受診の有無、その時期、内容などについて確認したうえ、 α 医院による診療報酬素水の内容と照合し、その結果、 α 医院に対する診療報酬の不正請求の疑いを強めた。そして、 α 医院が平成11年10月26日にも診療報酬の不正請求の疑いで事故調査、個別指導を受けていたことから、被告は、 α 医院及び原告について、監査を実施することとした。(α 8、15ないし41) (3) 被告は、平成13年3月29日、東京都庁において、 α 医院及び原告に対する監査を行った(以下「本件監査」という。)。

いう。)

いう。)。 その結果、被告は、別紙1記載の患者18名中、P1、P2、P3、P4及びP5の5名(以下「P1ら5名」という。)について、原告が α 医院において、診療の事実がないのに診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、 α 医院が当該診療録にざき、診療報酬を不正に請求した事実を認定するとともに、その余の13名についても、原告が診療録に前同様虚偽の記載をし又は必要事項の記載を怠り、 α 医院が当該診療録に基づき、診療報酬を不正又は不当に請求した事実 を認定した。

を認定した。
そこで、被告は、α医院及び原告のそれぞれについて、健康保険法、療担規則、老人保健法、老人療担基準の違反があるものと認めた。さらに、被告は、α医院について、監査要綱第6の1(1)の規定する保険医療機関の指定の取消処分の基準である「④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。」に該当するものと認め、また、原告について、同じく保険医の登録の取消処分の基準である「③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に該当するものと認めた。
そのために、被告は、原告に対し、原告開設に係るα医院の保険医療機関の指定を取り消す旨の処分及び原告の保険医の登録を取り消す旨の処分を行うこととした。
(4) 被告は、行政手続法13条1項の規定に基づき、原告の意見陳述のための聴聞手続を執ることとし、平成13年4月20日付けで、原告に対し、予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実などを記載した聴聞通知書を送付した。
そして、当該聴聞手続は、同年5月7日、東京社会保険事務局会議室において、東京社会保険事務局総務部企画

- そして、当該聴聞手続は、同年5月7日、東京社会保険事務局会議室において、東京社会保険事務局総務部企画課長の主宰により、原告及び被告所部職員らが出席して行われた(以下「本件聴聞」という。)。 (5) 被告は、平成13年5月21日付けで、健康保険法43条ノ14第2項の規定に基づき、原告開設に係るα医院の保険医療機関の指定を取り消す旨の処分及び原告の保険医の登録を取り消す旨の処分を行うことについて、東京地方社会保険医療機関の指定を取り消する処分を行うことについて適当と認めるといる。
- 医療協議会に諮問したところ、同協議会は、同月28日行けで、被古に対し、工配台処力で11月ここについて週ヨこ配のる旨の答申をした。
 (6) 被告は、平成13年6月6日付けで、原告に対し、健康保険法43条ノ12第1号ないし第3号及び第6号所定の事由があるとして、同月14日をもってα医院に係る保険医療機関の指定を取り消す旨の処分(以下「本件指定取消処分」という。)をするとともに、同法43条ノ13第1号及び第3号所定の事由があるとして、同月14日をもって保険医の登録を取り消す旨の処分(以下「本件登録取消処分」といい、本件指定取消処分と併せて「本件各取消処分」という。)をした。
 なお、本件各取消処分は、いずれも書面で行われたが、理由の提示について、本件指定取消処分に係る書面には、「健康保険法第43条ノ12第1号、第2号、第3号及び第6号の規定に基づき、平成13年6月14日をもって保険医療機関の指定を取り消す。」と、本件登録取消処分に係る書面には、「健康保険法第43条ノ13第1号及び第3号の規定に基づき、平成13年6月14日をもって保険医の登録を取り消す。」と、それぞれ記載されている。
 3 当事者の主張

当事者の主張

(被告の主張)

(放日の工版) (1) 本件各取消処分の経緯 ア 本件監査実施の経緯 a 被告は、健康保険法43条ノ7、43条ノ10、10条1項及び同法施行令1条1項14号の規定に基づき、保険医療機 関及び保険医に対し、適正な指導又は監査を行う職務を担うものであるが、原告が開設し、保険医を務める保険医療機 関々医院に関し、平成11年12月以降、国民健康保険等の被保険者らから、受診の事実がないのに診療報酬請求がされて

10条及び同法施行令1条1項7号等の規定 α 医院にお

以上の経緯から、被告は、α医院及び原告について、監査を実施することとした。

本件監査実施の状況

α 被告所部職員らは、平成13年3月29日、東京都庁において、東京都福祉局の職員らと共に、α医院及び原告に対する本件監査を行った。 b 被告所部職員ら及び東京都福祉局の職員ら(以下、併せて「被告側」という。)は、原告からα医院の経営状況等について事情聴取したほか、原告に対し、別紙1記載の患者ら18名の氏名を具体的に挙げ、各人ごとに、受診の事実がないのに診療報酬請求がされている旨の申立てがなされていることなどを告げたうえ、診療の有無、その時期、中容等を関い無した。 事美かないいこと 内容等を問い質した。 これに対し、

これに対し、原告は、別紙1記載の患者ら18名中、一部の者については診療報酬不正請求の事実を認めたが、その余の者については、診療した旨主張し、あるいは記憶が不鮮明のため診療したか否か判然としないとして、こ れを認めなかった。

しかし、原告が診療報酬不正請求の事実を否定した患者らについても、原告は、診療録を提示しなかったり、提示するも記載がなく、あるいは記載内容が診療報酬請求内容と齟齬するなどし、結局、診療報酬請求が適正であることを明らかにするには至らなかった。

c なお、原告は、被告の担当者が原告に印鑑の交付を執拗に要求し、内容の確認をさせないまま、監査調書 (乙1)に原告の印鑑を押捺した旨主張する。しかし、監査調書の原告の押印は、被告側が原告からその印鑑を借用して押捺したものであるうえ、契印として押捺されたものにすぎないから、原告の主張が失当であることは明らかである。 被告側が原告からその印鑑を借用して さらに、原告は、「申出書」と題する書面2通(甲41、42)について、被告側から監査への出席及び監査終了確認の文書であると言われ、その旨誤信して署名押印したものである旨主張する。しかし、これらの書面はいずれも既払いの診療報酬の返還手続に関するものにすぎず、本件各取消処分の証拠資料ではないから、原告の主張はこの点で既に失当である。この点をおくとしても、原告は、これらの書面を作成する際、併せて「診療報酬の不正請求についての返還方法の確認事項」と題する書面(乙74)をも作成しており、これら3通の書面がいずれも既払いの診療報酬の返還手続に関するものであることは、その文面から明らかである。かかる3通もの書面をいずれも監査への出席及び監査終了確認の文書と誤信することなどおよそあり得ず、原告の主張は明らかに虚偽である。ウ本件各取消処分をする方針を決めた経緯
a 上記ア及びイの経緯から、α医院については、別紙1記載の患者ら18名に関し、診療の事実がないのに、前後600回にわたって診療報酬を不正に請求した事実が認められ、さらに、うちP6、P1及びP7に関しては、α医院の保険医である原告が、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬を不正に請求させた事実が認められた。かかる事実は、健康保険法43条ノ12第1号ないし第3号及び第6号、療担規則2条の3及び2条の4並びに老人療担基準2条の3及び2条の4に当たると判断された。
さらに、かかる事実は、監査要綱第6の1(1)所定の保険医療機関の指定の取消処分の基準である「④重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。」に該当すると判断された。

a 被告は、行政手続法13条1項の規定に基づき、原告の意見陳述のための聴聞をすることとし、平成13年4月20日付けで、原告に対し、予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実等を記載した聴聞通知書を送付した。

ち 本件聴聞は、平成13年5月7日午後1時30分から、東京社会保険事務局会議室において、東京社会保険事務局 総務部企画課長主宰、原告及び被告所部職員ら出席のもとで行われたが、原告は、本件聴聞の開始に先立ち、同日午後1 時前ころ、東京社会保険事務局保険部保険医療課の窓口を訪れ、行政手続法18条1項の規定に基づき、応対した同課職員 P8及びP9(以下「P8ら」という。)に対し、予定される不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を申請 した。

した。
 そこで、P8らは、その場で、原告に対し、監査調書1通(Z1)、開設者・管理聴取書1通(Z2)及びP6を除く別紙1記載の患者ら17名に関する患者実態調査票計17通(Z24、26ないし41)の各書類を閲覧させた。なお、原告は、その際にP8らが監査調書(Z1)及び「申出書」と題する書面2通(甲41、42)等を閲覧させなかったとし、このことは行政手続法18条1項に違反する旨主張する。しかし、P8らが監査調書(Z1)及び患者実態調査票(Z24、26ないし41)を閲覧させたことは上記のとおりであり、また、「申出書」と題する書面2通(甲41、42)は、上記イ cのとおり、いずれも既払の診療報酬の返還手続に関するものにすぎず、本件各取消処分の証拠資料ではないから、同項に基づく閲覧の対象とはならないものである。したがって、原告の主張は失当というほかない。c本件聴聞においては、まず、被告所部職員らが、原告に対し、口頭で、予定される不利益処分の内容のほか、根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実を告げ、次いで、原告が、陳述書のほか、別紙1記載のP1のに関するMBC総合報告書(甲7)及び同じくP7に関するレントゲン写真(甲8)を提出し、これらに基づき口頭で意見を陳述するとともに、被告所部職員らに質問し、反論した。しかし、別紙1記載のP1の目のいては、α医院で受診したのは本人ではなくその娘であるから、上記MBC総合報告書もP1ののものではなくその娘に関するものであり、また、別紙1記載のP7についても、上記レントゲン写真は平成11年7月24日付け撮影のものであったが、被告が診療報酬不正請求の事実を認定した期間は平成12年3月以降であり、したがって、被告の事実認定に疑義は生じなかった。
被告所部職員らがその旨を原告に告げ、これに対する原告からの更なる反論、反証は何らなされることな

被告所部職員らがその旨を原告に告げ、これに対する原告からの更なる反論、反証は何らなされることな く、本件聴聞は終了した

なお、原告は、本件聴聞の際、被告所部職員らに不当な言動があった旨主張するが、そのような言動はな

d 原告は、被告提出の聴聞報告書(乙11)について、被告所部職員が正規の聴聞報告書を改ざんして作成したものである旨主張する。

たものとある日工版する。 しかしながら、被告提出の聴聞報告書(乙11)は、正規の聴聞報告書そのものであって、被告所部職員が 正規のものを改ざんして作成したものではない。これに対し、原告提出の「聴聞報告書」と題する文書は、正規の聴聞 報告書を基に、その1枚目のみを差し替えて作成されたものであって、正規のものではない。 同様に、被告提出の聴聞調書(乙10)は、正規の聴聞調書そのものであるのに対し、原告提出の「聴聞調書」と題する文書(甲11)は、正規の聴聞調書を基に、その1枚目のみを差し替えて作成されたものであって、正規のも

のではない。

東京地方社会保険医療協議会の答申を経て本件各取消処分をした状況

オ 東京地方社会保険医療協議会の答申を経て本件各取消処分をした状況 a 被告は、以上を踏まえ、平成13年5月21日付けで、健康保険法43条ノ14第2項の規定に基づき、本件各取消 処分を行うことについて、東京地方社会保険医療協議会に諮問した。 そこで、原告は、同月25日、被告に対し、地域住民らの署名した嘆願書(甲33)を提出し、さらに、同月 28日、被告に対し、原告作成の「陳述書第2部」と題する書面(甲70)を提出したが、これらはいずれも、その内容にか んがみて、本件各取消処分をするとの方針を妨げるものではなかった。 b 東京地方社会保険医療協議会は、同月28日に開催され、被告は、その際、上記嘆願書(甲33)に署名した 地域住民らの意思を尊重し、同協議会に対し、地域住民ら107名の署名のある嘆願書が提出されている旨報告した。 しかし、同協議会は、同日付けで、被告に対し、本件各取消処分をすることについて適当と認める旨の答 その内容にか

- 申をした。

投薬するなどして診療したとして、診療報酬請求がされている。 しかし、P6は、平成11年9月13日に死亡している(Z25)から、上記期間に原告がP6を診療したこと

はあり得ない。

この点、原告は、死去後も(その死を知らずに)採尿試験管と薬を送付した可能性があるが、このことは、意図的な診療報酬の不正請求とは、全く別次元の問題である旨主張する。しかし、上記診療報酬請求の内容は、既に死亡しているP6に対し、計6回にわたって毎回投薬及び検査をし、うち5回は更に注射もして診療したというものであって、原告の主張は何ら合理的説明になっておらず、失いである。

あって、原告の主張は何ら合理的説明になっておらず、失当である。 したがって、上記診療報酬請求は、診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。 (b) 本件監査の際に原告からP6の診療録の提示がなかったため、被告はその記載内容を確認できなかったが、その際、原告は、P6に関する診療報酬請求書について、原告又はその従業員がP6に関する診療録に基づき記載した旨申し立てた。このことから、P6に関する診療録には、同人に関する診療報酬請求書の記載に対応する記載が あるものと認められた。

他方, P6に関しては、原告は、上記(a)のとおり、診療の事実がないのに、平成11年11月から平成12

10万、P6に関しては、原告は、工能(a)のとおり、診療の事実がないのに、平成11年11月から平成12年4月までの間、計6回にわたって診療報酬を不正に請求したものである。したがって、原告は、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬を不正に請求させた事実が認められる。

P 1 0 について (別紙2-3, 4) P 1 0 に関しては、別紙2-3及び4のとおり、平成10年2月から平成12年12月までの間、計35回にわたり、

毎回投薬するなどして診療したとして、診療報酬請求がされている。 しかし、P10は、「α医院については、娘が友人宅に遊びに行ったとき、具合が悪くなって受診したことがあるが、自分はこれまで1回も受診していない。」旨陳述している(乙26)。同人について、仮に上記診療報酬請求の内容どおり、α医院において計35回にもわたって毎回投薬を受けるなどした事実があれば、同人がかかる陳述をする ことはあり得ない。

ことはあり得ない。
この点、原告は、対象者をP10とする平成10年2月27日付けのMBC総合報告書(甲7)の存在を指摘し、診療の実態があったことは明らかである旨主張するが、上記MBC総合報告書がP10本人ではなくその娘を対象とするものであることは、P10の上記陳述から明らかであるから、原告の指摘は何ら意味をなさないものである。また、原告は、上記診療報酬請求につき、P10本人とその娘を取り違えたにすぎない旨主張するようであるが、同請求の内容は、計35回にわたって毎回投薬し、うち32回は検査、うち30回は注射もして診療したというものであって、原告の主張は何ら合理的説明になっておらず、明らかに失当である。したがって、上記診療報酬請求は、診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。ロたがって、上記診療報酬請求は、診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。ロたがって、上記診療報酬請求は、診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。ロたがって、別紙2-5、6)P12に関しては、別紙2-5及び6のとおり、平成7年2月から平成12年12月までの間、計39回にわたり、毎回投薬するなどして診療したとして、診療報酬請求がされている。しかし、P12は、東京食品販売国民健康保険組合に対し、 α 医院では受診していないため調査願いたいて、(乙23)、被告及び東京都福祉局による調査においては、「 α 医院については、平成7年1月3日に扁桃腺治療のために受診したが、以後全く受診していない。」旨陳述している(乙27)。同人について、仮に上記診療報酬請求の内容どおり、 α 医院において計39回にもわたって毎回投薬を受けるなどして受診した事実があれば、同人がかかる申立てや陳述をすることはあり得ない。 をすることはあり得ない。

加えて、上記期間に原告がP12を診療したことを示す客観的証拠は皆無であり、したがって、上記診療報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。

P 1 3 について (別紙2-7) P 1 3 に関しては、別紙2-7のとおり、平成8年4月から平成9年3月までの間、計9回にわたり、毎回投薬し

で 1 3 に関しては、別級2-700とあり、平成6年4月から平成9年3月までの間、計9回にわたり、毎回技業して診療したとして、診療報酬請求がされている。 しかし、P13は、「α医院については、弟のP12が受診した平成7年1月3日の2、3日後、風邪の治療のために自分も受診したが、以後全く受診していない。」旨陳述している(乙28)。同人について、仮に上記診療報酬請 ために対いて計9回にもわたって毎回投薬を受けた事実があれば、同人がかかる陳述をすることはあ り得ない。

加えて、上記期間に原告がP13を診療したことを示す客観的証拠は皆無であり、したがって、上記診療報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。 f P14について (別紙2-8, 9)

はいます。 はいまする。 はいまするます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいまする。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます

h P4について(別紙2-12, 13) P4に関しては、別紙2-12及び13のとおり、平成8年5月から平成12年12月までの間、計51回にわたり、毎回投薬するなどして診療したとして、診療報酬請求がされている。 しかし、P4については、夫のP3が、品川区に対し、 α 医院では受診していないため調査願いたい旨申し立てた(α 医院については、規設から1年ほど経った平成7年4月ころに2回ほど風邪の治療のため受診したが、以後全く受診していない。」旨陳述している(α 231)。同人について、仮に上記診療報酬請求の内容どおり、 α 医院において計51回にもわたって毎回投薬や注射等の診療を受けた事実があれば、同人がかかる申立てや陳述をすることはあり得ない。 加えて、上記期間に原告がP4を診療したことを示する観的証拠は皆無であり、したがって、上記診療報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである

したことを示す客観とは明らかである。

P15について(別紙2-16,

P 1 5 に関しては、別紙2-16及び17のとおり、平成8年11月から平成12年12月までの間、計48回にわた

り、毎回投薬するなどして診療したとして、診療報酬請求がされている。 しかし、P15は、品川区に対し、 α 医院では受診していないため調査願いたい旨申し立て(C17)、被告及び東京都福祉局による調査においては、C170、同人については、平成8年6月から同年夏にかけて3回受診したが、以後全く受診していない。」旨陳述している(C171、同人について、仮に上記診療報酬請求の内容どおり、C172 医院においては48回にもわたって毎回投薬や注射等の診療を受けた事実があれば、同人がかかる申立てや陳述をすることはあり得ない。 ない。

加えて、上記期間に原告がP15を診療したことを示す客観的証拠は皆無であり、したがって、上記診療 報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。

P20について(別紙2-25, 26)

ο P20について (別紙2-25, 26) P20に関しては、別紙2-25及び26のとおり、平成7年6月から平成12年12月までの間、計57回にわたり、毎回投薬するなどして診療したとして、診療報酬請求がされている。 しかし、P20の診療録には、平成7年1月に3回、同年2月に2回診療した旨の記載はあるが、同年3月から平成12年12月までの間、診療した旨の記載は全くない (乙43の別紙2-15-1・2)。 そして、P20は、東京食品販売国民健康保険組合に対し、 α 医院では受診していないため調査願いたい旨申し立てた (乙16) ほか、 α 医院では受診しておらず、 α 医院の診療報酬請求は明らかに不正である旨をも申し立て (乙20)、被告及び東京都福祉局による調査においては、「 α 医院については、平成7年に2回ほど受診したが、以後全く受診していない。」旨陳述している(乙38)。同人について、仮に上記診療報酬請求の内容どおり、 α 医院において いたのにもわたって毎回投薬や注射等の診療を受けた事実があれば、同人がかかる申立てや陳述をすることはあり得ない。

加えて、上記期間に原告がP20を診療したことを示す客観的証拠は皆無であり、したがって、上記診療報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。 p P2について(別紙2-27)

はあり得ない。

はあり得ない。 これに対し、原告はP1に関する平成12年2月22日付け心電図(甲20)及び同日付けMBC総合報告書(甲21)の存在を主張するが、これらはいずれも同人が平成12年2月22日に生化学検査及び心電図検査を受けたことをうかがわせるにすぎない。また、原告は、患者名を「P1」とする同年4月7日付けの薬袋(甲22)の存在も主張するが、他方、原告は、診療終了後、必ず自ら口頭で患者に説明しながら薬剤を薬袋に入れて渡すようにしてきたとか(原告準備書面(4)の57頁)、P1については、本人からたびたび、仕事がありなかなか受診できないので、後でもらいに行くから薬を調合しておいてほしいとの電話があったため、一つの薬袋(甲22)が残っていたのである旨主張していることからすれば、上記薬袋がP1に交付されずに α 医院に残存している事実は、同人が平成12年4月7日に投薬を受けたことではなく、逆にこれを受けていないことを示すものである。 結局、原告が指摘する上記心電図、MBC総合報告書及び薬袋は、上記期間に原告がP1を診療したことを示すものではなく、その他、このことを示す客観的証拠は皆無であるから、上記診療報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。 (b) 上記(a)のとおり、本件監査の際に原告からP1の診療録の提示があったが、その記載内容は、別紙3~1のとおりである。

るにすぎない。

すなわち、原告が指摘する上記レントゲン写真、X線検査診療情報提供書及びMBC総合報告書は、上記期間に原告がP7を診療したことを示すものではなく、その他、このことを示す客観的証拠は皆無であるから、上記診療報酬請求が診療の事実に基づかない不正請求であることは明らかである。 (b) 上記(a)のとおり、本件監査の際に原告からP7の診療録の提示があったが、その記載内容は、別紙3

-2のとおりである。

- 200 とおり、 である。 他方、 P 7 に関しては、原告は、上記(a)のとおり、診療の事実がないのに、平成12年3月から同年12月までの間、計10回にわたって、診療報酬を不正に請求したものである。 したがって、原告は、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、 α 医院をして診療報酬を不正に請求させた事実が認められる。 イ 原告提出に係る陳述書の検討

原告は、別紙1記載の患者ら18名中、P18、P1、P14、P17、P15、P2及びP16の7名につい 同人らの各陳述書(甲75ないし80)を根拠に、同人らに関し診療の事実がない旨の被告の認定は誤りであると主張 するようである。

しかし、上記各陳述書の内容はいずれも、陳述書作成時において、受診時期については記憶が不鮮明であるというにすぎず、被告が本件各取消処分の資料としたP18ら7名の従前の陳述内容(P18につき乙36, P1につき乙40, P14につき乙29, P17につき乙35, P15につき乙17及び33, P2につき乙39, P16につき乙34)を何ら否 定するものではない。

とするものとはない。 したがって、原告の提出するP18ら7名の上記各陳述書は、同人らに関し診療の事実がない旨の認定を妨げるものではなく、原告の上記主張は失当である。 (3) 本件各取消処分の根拠事実及び根拠法令等 ア 本件指定取消処分について

根拠事実

る (板地争美 上記(2)のとおり、 α 医院については、別紙1記載の患者ら18名に関し、診療の事実がないのに、別紙2記載のとおり前後600回にわたって診療報酬を不正に請求した事実が認められ、さらに、うちP6、P1 及びP7 に関しては、 α 医院の保険医である原告が、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載を行い、当該診療録に基づき、 α 医院をして診療報酬を不正に請求させた事実が認められた。なお、各患者ごとの診療報酬請求に係る療養の給付等の種別は、別紙1の「診療報酬請求に係る療養の給付等の種別」欄記載のとおりである。

(a) P 1 1 64名(別紙1番号1, 16ないし18の患者)に関する診療報酬の不正請求は、①健康保険法43条ノ12第3号に当たるほか、②療担規則2条の3及び2条の4の各規定に違反し、したがって、同法43条ノ4第1項の規定に違反するため、同法43条ノ12第2号にも当たる。

また、P10ら13名(別紙1番号3ないし15の患者)に関する診療報酬の不正請求は、国民健康保険法による療養の給付に関するものであるから、①健康保険法43条ノ12第6号及び3号に当たるほか、②前同様に療担規則2条の3及び2条の4の各規定に違反し、したがって、同法43条ノ4第1項の規定に違反するため、同法43条ノ12第6号及び2号にも

さらに、P6に関する診療報酬の不正請求は、老人保健法による医療に関するものであるから、①健康保険法43条ノ12第6号及び3号に当たるほか、②老人療担規準2条の3及び2条の4の各規定に違反し、したがって、同法43条ノ4第1項の規定に違反するため、同法43条ノ12第6号及び2号にも当たる。
(b) 原告が、P1及びP7に関し、診療録に虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬の不正請求をさせたことは、療担規則19条の2及び23条の2の各規定に違反し、したがって、健康保険法43条ノ6第1項の規定に違反するため、同法43条ノ12第1号に当たる。
また、原告が、P6に関し、診療録に虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬の

ンパペーをベッシにの、旧本40米/12第1号に当たる。また、原告が、P6に関し、診療録に虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬の不正請求をさせたことは、老人療担基準19条の2及び23条の2の各規定に違反し、したがって、健康保険法43条/6第1項の規定に違反するため、同法43条/12第6号及び1号に当たる。

c 監査要綱への当てはめ

上記aの事実は、保険医療機関の指定の取消処分の基準である監査要綱第6の1(1)の「④ 重大な過失によ り、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの。」に当たる。 d 被告は、以上を踏まえて、健康保険法43条ノ12本文の規定に基づき、本件指定取消処分をした。

d 被告は、以上で明らた 本件登録取消処分について

根拠事実

上記(2)のとおり. 原告については、別紙1記載のP6、P1及びP7に関し、診療の事実がないのに、診 療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬を不正に請求させた事実が認められ

p 依拠法令原告が、P1及びP7に関し、診療録に虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、 α 医院をして診療報酬の不正請求をさせたことは、療担規則19条の2及び23条の2の各規定に違反し、したがって、健康保険法43条/ 6第1項の規定に違反するため、同法43条/ 13第1号に当たる。また、原告が、P6に関し、診療録に虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、 α 医院をして診療報酬の不正請求をさせたことは、老人療担基準19条の2及び23条の2の各規定に違反し、したがって、健康保険法43条/ 6第1項の規定に違反するため、同法43条/ 13第3号及び1号に当たる。

規定に違反するため、同法43条ノ13第3号及び1号に当たる。
 c 監査要綱への当てはめ
 上記 a の事実は、保険医の登録の取消処分の基準である監査要綱第6の1(1)の「③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に当たる。
 d 被告は、以上を踏まえて、健康保険法43条ノ13本文の規定に基づき、本件登録取消処分をした。
 (4) 本件各取消処分が理由の提示(行政手続法14条)を欠くものでないこと
 ア 本件各取消処分に係る書面には、前記「前提となる事実」(6)のとおり記載されている。
 イ 不利益処分、殊に聴聞手続の実施を要する不利益処分については、行政庁の恣意抑制機能及び相手方の不服申立便宜機能を果たし得る事前手続が十分に設けられており、相手方は、処分時において理由提示を受ける以前に、そうした事前手続により、既に具体的な処分理由の説明を受けているのである。
 そうすると、理由提示に期待されるべき機能は、行政庁の恣意抑制機能及び相手方の不服申立便宜機能では

益処分の原因となる事実に対する当事者等の陳述の要旨を明らかにするとともに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、被告は、本件各取消処分の決定に当たり、これらの調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれを行ったものである。そうすると、本件各取消処分について、行政庁の恣意抑制機能及び相手方の不服申立便宜機能は、聴聞手続によって十分に果たされているといえるから、理由提示の程度は、被告が聴聞手続で浮き彫りになった争点に関する者慮事項がも必要があることなく処分内容を決定したことを明らかにし、そのことを原告に認識させ得る程度のもので足者がある。

項の記載で十分であって、本件各取消処分が理由提示を欠くものでないことは明らかである。
(原告の主張)
(1) 本件名取消処分が中立・公平性を欠いていること
本件監査から本件各取消処分に至る一連の過程において、被告は、審査の対象を明らかにせず、原告に適切な弁明の機会を与えておらず、また。ことさらに原告の不利益になるように資料を恣意的に操作し、原告の弁解を全く考慮していない。このように、本件各取消処分に至る過程において、被告は中立かつ公平な見地で対処しておらず、このように、本件各取消処分に至る過程において、被告は中立かつ公平な見地で対処しておらず、このような経過からすれば、東京地方社会保険医療協議会の答申は適切な資料・根拠に基づくものではなく、その結果を踏まえた本件各取消処分は、当然に取り消されるべいないこと
a 本件監査及び本件聴聞では審理対象の患者が5名であったこと
(a) 平成13年3月29日に行われた本件監査では、原告は監査に呼ばれた理由について「分からない。友人から、5年に1度くらいは監査にあたると聞いていたのでそのつもりで来た。」と回答しているが、この回答内容からも分かるように、本件監査の当初、原告には監査を受ける心当たりが表すくなかった。そして、原告は、平成11年3月29日の集中豪雨による床上浸水の被害で診療録の一部の廃棄を余儀なくされ、また、平成13年1月23日に診療録を入れていた袋を路上でひったくられたため、手元に診療録がないという著して、初な状況で監査を受けなければならなかった。原告は、何の準備もしておらず、1か月に100人以上の患者を診察しているのであるから、個々の患者について、資料なしで回答をすることなど到底不可能である。さらに、本件監査をいて、被告職員から一言関かれている。まれ、原告が不正を行ったと決めつけ、非常に横板のは、P165名に関するものであり、これら以外に数名の書での対象になっていることは、本件監査の時から原告が変けている。とった、原告が正さ行ったと決めつけ、非常に積が3月28日に患者電話実態調査とでは1人につき2、3分も要していない(患者の名が出されて、被告職員から一言関かれ、返答しただけである。)。18名の患者が不正診療の審理の対象になっていることは、本件監査の対象は1つに関するものである。(c) そこで、原告はと対の原因となの事実の記載は、指象的で具体性に欠けており、行政手続法15条1項号の規定に違反する。(c) そこで、原告は、アナのは13年5月7日の本件聴聞の開始前に、東京社会保険事務局保険の保険医療課におれたのよったのでの原因とを事実の記載は、指象的で具体性に欠けており、行政手続法15条1項号の規定に適反する。(c) そこで、原告は、平成13年5月7日の本件聴聞の開始前に、東京社会保険事務局保険の保険医療課におれたの対の原因とを素は15年6月19日付けで写しの送付を受けた監査調書(乙1)、日間覧させなかったが、これは行政手続法18条1項の規定に違反する。

24, 26ないし41) 及い原言TF級の「中田宣」と応える日本3 続法18条1項の規定に違反する。 未た、原告が被告から平成13年6月19日付けで写しの送付を受けた監査調書(乙1)においても、事故例は 上記5名分のみしか記載されておらず、原告は、この5名分について押印させられている(なお、原告は、監査調書に押印 しているが、単に記憶が定かでないということを認めただけのつもりであって、不正請求を認めたものではない。)。さ らに、本件各取消処分後、被告は、原告の平成14年5月7日付け内容証明郵便(甲13)に対する同年6月14日付け回答(甲14) において、「不正請求に基づく行政処分は、上記文中のP1以下5名分で足りるものと判断いたしております。」と明言

(d) このように、本件監査及び本件聴聞を通じて、審理の対象がP1ら5名の患者に関するものであったことは、客観的な資料からも明らかである。
それにもかかわらず、被告は、その後、診療報酬の不正請求に係る患者の数を別紙1記載の患者18名に増やし、次のbのとおり改ざんした聴聞報告書(乙11)の内容を盛り込んだ審議資料を東京地方社会保険医療協議会に提出して、その答申を得た。

原告は、平成13年5月28日の東京地方社会保険医療協議会の開始前、原告作成の「陳述書第2部」と題する 書面 (甲70) を提出したが、被告は、これを協議会に提出せず、原告の有利になるべき事実をことさら隠蔽している。 d 被告担当者の言動等

被告の一部の担当者は、本件監査や本件聴聞において、常識では考えられないような不当で横柄な対応を とった。

すなわち、原告が本件監査の際、原告がP1ら5名分を含め全件について不正請求はない旨説明し、診療録に基づく確認ができていないから押印できないと言ったにもかかわらず、被告の担当者は、原告に対し、「それなら「記憶が定かでない。」と書けばいいんだ。」と申し向けるとともに、印鑑の交付を執拗に要求し、架空の診療報酬請求等を自認したかのような内容の監査調書(乙1)に、原告に内容の確認をさせないまま、原告の印鑑を押捺した。また、被告の担当者は、原告が不正請求を自認した内容となっている「申出書」と題する書面2通(甲41、42)について、本件監査への出席及び監査終了確認の文書であるから署名押印するようにと申し向け、原告をその旨誤信させて、上記書面 に署名押印させた。

に署名押印させた。
さらに、原告が本件聴聞の際、P10に関するMBC総合報告書(甲7)を提出したのに対し、被告の担当者は、「あんた、あのときは認めたじゃないのよ。」、「P10の娘が行ったのよ。」などと怒声を発するなどした。なお、東京都福祉局保険部医療保険課課長補佐であるP21は、本件聴聞に出席していなかったにもかかわらず、本件聴聞に出席したことを意味するものであり、行政手続法17条1項の規定に違反し、また、行政手続としての公正さ及び信頼性を欠いていることを意味する。
イ 事故例の統計処理が恣意的にされていること東京地方社会保険医療協議会においては、本件監査及び本件聴聞の結果をもとに答申がされる。ところが、同協議会に提出された監査調書(乙1)には、患者実態調査件数(社会保険)として「件数78 事故件数78」と記載されているところ、これはP1及びP2の2名に関するものであるが、被告は、原告を恣意的に処分するため、このわずか2例について、不可抗力で診療録がなくなったものはすべて不正であると決めつけて体裁を整えたものであり、いかにも原告の不正率が高いかのように作為的な統計処理をしたものである。
(2) 診療報酬の不正請求等の事実がないこと

診療報酬の不正請求等の事実がないこと

ア 診療録が提出できなかったことには合理的な理由があること 原告は、別紙1記載の患者のうち、P2、P3、P4及びP5の4名に係る診療録の一部を提出できなかったが、これは、上記(1) アa(a)のとおり、水害(集中豪雨による床上浸水)や路上引ったくりに遭ったという事情によるものである。なお、原告は、本件聴聞の際に、客観的資料等に基づいて上記事情を説明したが、被告は、上記の説明を意 図的に度外視した。このように、

原告が診療録を提出できなかったことには合理的な理由がある。

イ 原告が患者に対して診療を行っていたこと 原告は、別紙1記載の患者18名について、別紙2のとおり診療報酬請求をしたが、行っていない治療や検査を 行ったとして診療報酬請求をしたことは一度もないし、診療録に虚偽の記載をしたこともない。

すったとして診療は問題はなったことは、反もないと、診療域に極高の記載をしたこともない。 a P6について 検尿をする場合には、医学的見地から受診時早朝尿が最適とされているところから、 α 医院では患者にあらかじめコップと試験管を渡して尿を採取するよう指示したケースもあり、また、 α 医院では、通院が困難な場合には、患者からの希望があれば採尿試験管や薬剤を送付するケースもあったが、 α P6もそのようなケースであった。 同人は、原告が α 医院にはないには、対したいたって診てきた骨粗しょう症、軽度の糖尿病等に罹患した患者では、原告がる時にはないにはないた。

同人は、原告かど病院仕勤時に10年以上にわたって診てざた育租しよう症、軽度の糖尿病等に惟恵した患者であり、原告が ϵ 病院退職後には α 医院に通院していた。同人は死亡例であるが、遺族から速やかに死亡した旨の連絡がなかったため、死去後も、同人に対して採尿試験管と薬を送付した可能性があった(また、診療報酬の請求に際し、生前の請求漏れ分を後月に請求したか、あるいは生前に数か月分の変や採尿試験管を渡し、それについて後月に請求した可能性もある。)。このように、患者の要望に応じて数か月分の投薬や検尿をあらかじめ渡していたとしても、死亡の事実を知らされないまま投薬済み分について診療報酬請求をしていただけであって、これは意図的な診療報酬の不正請求とは全く別次元の問題であるから、この点をもって不正診療と断定することはできない。

ったものである。

仮にP10の保険証を持参した患者がP10本人でなかったとしても、上記のように保険証持参者の本人確認を十分に行い、同患者を実際に診療した証拠として、平成10年2月27日付けのMBC総合報告書(甲7)がある以上は、診療実態が存在したことは明らかであるから、原告の診療及び診療報酬請求において過失はなく、これを不正請求とする被告の主張は失当である。

なお、原告がP10の娘の存在を知り得たのは、被告から知らされてからである。

P4及びP5について Р3,

とした断定は極めて不当である。 d P2について

上記アのとおり、別綴りにし

ロ P2については、平成7年2月8日の初診時の診療録は現存しているが(甲24)、上記アのとおり、別綴りにした診療録がなくなってしまった。しかし、原告が同人を診療していることは、次のとおり明らかである。 P2の病名は、慢性アレルギー性皮膚炎の出没、高脂血症、胸痛・肩痛の出没であった。同人は、「自分は、有限会社 ζという町工場の経営者である。両手の皮膚炎はかなり頑固で、薬を中止すると再発するので、α医院からもらった途の指手を常備薬として使用している。」と述べており、原告は、同人に対し、機械作業をするときは手袋

をすること等の指示を出していた。 P2については、平成8年11月22日から平成10年4月1日までの間のMBC総合報告書(甲25ないし28)や平成10 年3月27日の蛋白分画検査報告書(甲29)などの客観的資料がかなりあり,原告が同人を診療していた事実は明らかであ

これに対して、被告は患者実態調査票(乙39)を提出しているが、同調査がされたのは平成13年2月であり、

診察から1年半以上経過しており、記憶が暖味であることがうかがわれる。このような患者実態調査票のみをもって、水 害等により診療録がなくなってしまった期間の請求が、即不正請求であるなどという断定は極めて不当である。

P1について

P1については、不正請求とされる部分の診療録がすべて揃っており(甲18,19)、その原本を被告に渡して いる。

監査調書においては、P1について、初診の平成12年2月から事故があったかのごとく記していた 原告が同月22日付け心電図(甲20)及び同日付けMBC総合報告書(甲21)を提出したため、2月分を不正請求からは が(乙1). ずさざるを得なかったのである。

ずさざるを得なかったのである。 ところで、 α 医院には患者名を「P1」とする同年4月7日付けの薬袋(甲22)も残っているが、P1から、たびたび、「仕事があり、なかなか受診できない。後でもらいにいくから薬を調合しておいて下さい。」との電話があったため、たまたま薬袋(甲22)が残っていたのである。これは、同人が再診のため通院していたことを示す重要な事実の一つである。また、同人の診療録(甲18)の同年3月4日の欄には、「ビール1~2合/日」飲用するとの記載があるから、同人が3月4日に受診したことは明らかである。 なお、監査調書(乙1)には、平成12年7月に「麻毒」を投与した旨記載があるが、原告は「麻毒」を購入したことも使用したことも全くなく、診療報酬明細書(乙54の5)にも、「麻毒」を投与した旨の記載はないし、P1も「麻毒」を投与されたことはないと述べている(甲23)。このように、監査調書の内容は、診療報酬明細書と食い違っており、「麻毒」との記載は、原告を保険医登録取消処分に持ち込むために、原告についてことさら悪印象を抱かせる戦術の一つとして意図的に記されたものとしか考えられず、監査調書の内容自体、極めてずさんなものであるといわざるを得ない。 得ない。

(a) 平成10年7月3日付けのMBC総合報告書(甲74)があるから,P7は,平成10年7月3日からα医院へ通院 中の患者である。同人は、 α 医院の近くの医院へ慢性尿蛋白で通院中、体調が悪くなり、母親から勧められて α 医院を受診したものである。

を行ったことになっていた。 (b) ところが、患者実態調査票 (乙41) では、初診日は平成12年2月となっており、また、レントゲン撮影を行ったことになっていない。次に、上記調査票では、血液検査を毎月1回行ったことになっているが、α医院では、このような定期的な検査は行っていない。さらに、上記調査票では、P7は平成12年2月に2回受診したと記載されているが、実際には2月5日に1度受診したのみである。

そして、原告は、本件聴聞において、P7の通院の証拠として、上記レントゲン撮影の証拠を示したところ、被告の担当官は、後日、P7に確認したところ、レントゲン撮影を行ったことを認めたので、上記撮影日の月分の診療報酬請求は、不正請求分から削除すると、伝えてきた。 (c) このように、患者実態調査票の記載は、不正確でかつ明確な根拠を欠くものであるから、証拠として

の価値は全くない。

患者作成の陳述書等について

信ぴょう性がない。

9, 信ひよう性かない。 (3) 本件各取消処分は理由の提示(行政手続法14条)を欠く違法なものであること 本件各取消処分に係る書面には、前記「前提となる事実」(6)のとおり、処分の理由として、本件各取消処分の 根拠条文が示されているのみで、いかなる事実が取消事由に該当するのかが全く示されておらず、不利益処分の理由が 原告に明らかにされていない。しかも、原告には、本件聴聞において、不利益処分の原因となる具体的事実が明らかに されておらず、そのため、原告は、本件聴聞手続での議論の対象、争点の具体的対象が分からず、同手続における議論 はかみ合っていなかった。 本件各取消処分の

したがって、本件各取消処分は、処分の理由の提示を欠き、行政手続法14条に違反するものである。

争点

以上によれば、本件の争点は、次のとおりである。

- 以上によれば、本件の争点は、次のとおりである。
 (1) α 医院において、別紙1記載の患者ら18名に関し、診療していないにもかかわらず、別紙2記載のとおり診療報酬を不正に請求した事実があるか否か。
 また、そのうちP6、P1及びP7に関し、原告が、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α 医院をして診療報酬を不正に請求させた事実があるか否か。(争点 1)
 (2) 本件各取消処分に至る過程において、本件各取消処分の取消事由となるような違法があったか否か。(争点 2)
 (3) 本件各取消処分は理由の提示(行政手続法14条)を欠く点において違法なものであるか否か。(争点 3)

第3 争点に対する判断

第3 争点に対する判断
1 争点 1について
(1) P11について (別紙2-1 平成11年7月から平成12年8月までの7回にわたる診療報酬請求)
ア 証拠 (乙24)によれば、P11は、平成13年2月21日、被告らの行った事情聴取に対し、「平成11年から平成12年にかけては、γ 医院とδ 医院を受診しており、その他にも他地区の医院を受診しているが、品川区内の医院では、上記2つの医院以外には行っておらず、α 医院には全く行ったことがない。」旨陳述していることが認められる。他方、上記診療報酬請求の内容は、平成11年7月から平成12年8月までの間、前後7回にわたり、再診、指導、投薬、検査をしたというものであるが、仮にP11がこれだけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような陳述をする合理的な理由は見出し難い。イまた、証拠(乙3)によれば、原告は本件監査の際、P11に対する診療の有無について、「前の人と間違えたかも知れない。」とあいまいな供述をし、次いで、P11はα医院に通院していないと述べているが、診療の事実はあるのかと重ねて問われたのに対し、何らの返答もしなかったことが認められる。っちに、原告が平成11年7月から平成12年8月までの間にP11を診療したことをうかがわせる証拠はない。ウ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。(2) P6について (別紙2-2 平成11年11月から平成12年4月までの6回にわたる診療報酬請求)
ア 証拠(乙25)によれば、P6は平成11年9月13日に死亡したことが認められる。
他方で、上記診療報酬請求の内容は、同人が死亡した後の同年11月から平成12年4月までの間、前後6回にわたり、再診、指導、投薬、注入5回)、検査(6回)をしたというものである。イa この点について、原告は、P6の死去後も、その旨の連絡がなかったので、採尿試験管と薬を送付した可能性がある旨主張する。

性がある旨主張する。

ー.... しかし,上記診療報酬請求の内容は,上記アのとおり,既に死亡しているP6に対し,6回にわたって毎回投

薬と検査をし、うち5回については更に注射もしたというものであるし、また、証拠(乙3,12)によれば、原告は本件 監査及び本件聴聞のいずれの際にも、P6が死亡する前に6か月分の薬を渡していたと供述するのみで、同人の死亡後に も採尿試験管や薬を送付した可能性があるとは述べていないことが認められるから、上記主張は理由がないものといわ

また、仮にP6の死亡を知らずに採尿試験管等を送付していたとしても、同人が診療を受けていないことに変わりはなく、かかる事態が生じたことについて、原告には重大な過失があるものといわざるを得ない。 b また、原告は、P6の生前に、数か月から6か月分の薬や採尿試験管を渡し、それについて後月に請求した可能性もある旨主張し、本件監査及び本件聴聞において、上記aのとおり、P6の死亡前に6か月分の薬を渡して、その分を後に請求していた旨供述をするほか、薬だけを渡したことになってしまうのを避けるため、診療報酬請求書では来院

したことにして、投薬以外の欄も記入したと供述している。 しかし、来院を装うにしても、上記アのとおり、原告は6回の請求のうち5回については、注射もしたとして 診療報酬請求をしていることに照らすと、原告の上記供述を直ちに信用することはできず、他に上記主張を認めるに足

りる証拠はない。

りる証拠はない。
なお、仮に上記主張のような措置がとられたとしても、P6の死亡により、交付された薬等の全部又は一部のほか、来院を装った診療について、実際には同人が診療を受けていないことに変わりはなく、かかる事態が生じたことについて、原告には故意又は重大な過失があるものといわざるを得ない。
c さらに、原告は、P6の生前の請求漏れ分を後月に請求した可能性もある旨主張するが、かかる事実を証する証拠はなく、死亡後の診療報酬請求が上記アのとおり6回もされており、しかも、これが死亡から半年以上経った後の平成12年4月に至るまで行われていることからみても、上記主張は理由がない。
ウ これらの事情に照らすと、上記診療報酬はよれる原際の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。
また、記拠(スミ)及び食食の全種によるな、原際では、診療程の記載に其ずして診療報酬明知書を作成し

平成12年4月に至るまで行われていることからみても、上記主張は埋田がない。 ウ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。 また、証拠(乙3)及び弁論の全趣旨によると、 α 医院では、診療録の記載に基づいて診療報酬明細書を作成していることが認められ、P6に関する上記診療報酬請求に係る診療報酬請求書も同様に作成されたものと認められる。 そうであるとすれば、上記診療報酬請求の基になった診療報酬請求書も同様に作成されたものと認められる。 おったものと認められるところ、同記載は事実に反するものであり、原告は、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、 α 医院をして診療報酬を不正に請求させたものと認められる。 (3) P10について(別紙2-3、4 平成10年2月から平成12年12月までの35回にわたる診療報酬請求) ア 証拠(乙26)によれば、P10は、平成13年1月29日、被告らの行った事情聴取に対し、「 α 医院については、3年ほど前に、娘が友人宅に遊びに行ったとき、具合が悪くなって一度受診したことがあるが、自分はこれまで一度も受診していない。」旨陳述していることが認められる。 他方、上記診療報酬請求の内容は、平成10年2月から平成12年12月までの間、前後35回にわたり、再診、指導、

診していない。」 盲陳远していることが認められる。 他方、上記診療報酬請求の内容は、平成10年2月から平成12年12月までの間、前後35回にわたり、再診、指導、投薬、注射、検査をしたというものであるが、仮にP10がこれだけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような陳述をする合理的な理由は見出し難い。 イ また、証拠(乙3)によれば、原告は本件監査の際、P10に対する診療の有無について、「「P22」と取り違えた。」と述べ、「P22」はどこに住んでいるのかと問われると、「神奈川県の人。それ以上は言えない。」とあいまいな供述をし、さらに、診療実態の有無を問われたのに対し、「間違ったということでよいと言っている。」と述 によいな供述をし、さらに、診療実態の有無を問われたのに対し、「間違ったということでよいと言っている。」と述べたことが認められる。 さらに、対象者をP10とする平成10年2月27日付けのMBC総合報告書(甲7)について、同人の上記アの陳述に照らせば、これは同人の娘のものと認められ、原告が平成10年2月から平成12年12月までの間にP10を診療したことを

うかがわせる証拠はない。

度らに、力家布を上り 10とす。中版10年2月21日付けの和の総合教旨書(甲)」につ間にP10を診療したことをうかがわせる証拠はない。
 ウ 原告は、仮に診療した相手がP10でなかったとしても、原告は同人名義の保険証等で本人確認を行ったのであるから、原告の診療及び診療機翻請求について過失はない旨主張する。
 しかしながら、証拠(C33)によれば、P10とその娘とは相当の年齢差があることが認められるから、原告の診療をP10の娘をP10本人と誤認したとは認め難く、仮にかかる誤認があったとしても、原告には重大な過失があったものと認められるし、また。P10の止記アの呼楽によると、同人の娘も目のしかる医院を受診していないものと認められるし、また。P10の見記アの呼楽に係るものと推認される平成10年2月の1回を除いて、そもそも何らの診療実態もなかったものと認めざるを得ないから、上記主張は理由がない。
 エ たいらの事情に照らすと、上記診療権制請求は影療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。
 (4) P12[について(別報2-5, 6 平成/年2月から平成12年12月までの3回にわたる診療翻請求)
ア 証拠(C22、23、27)によれば、P12は、東京食品販売国民健康保険組合に対し、平成12年7月19日、「平成7年2月以降はα医院を受診していないので、調査願いたい。」」旨申し立て、欠いで、平成12年7月19日、「平成7年1月18年後別後療のためにα医院を受診していないので、調査願いたい。」」旨申し立て、次いで、平成12年7月19日、「平成7年1月18年後のかに不正である。」「自申し立てたこと、P12は、平成12年1月3日、被告らの行った事情聴取に対し、上記平成12年8月20日付けの申立てと同趣旨の陳述をしていることが、それが最終に行ったことはなく、α医院の診療報酬請求は切られて不正である。」「自申し立てたこと、P12は、平成12年12月までの間、前後39回にわたり、再診、指導はよりがよい不正である。」ところは、アルス年2月から平成12年12月までの間、前後39回にわたり、再診、指導のアとまが考えてのままを表していて、例えてのであるが、仮にP12がこれたけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を済むこととうが、かられるが、もしそうであれば取り違えての計まれない。」と述べ、次いで、二人とも最近はな医院を受診していなことと言うが、取り違えたのかも知れない。」と述べ、次いで、二人とも影療報酬請求としていないをと問うが、取り違えたのかも知れない。」などとかいまいで、別紀2-6記記の平成12年1月3日のに対より、年からをとむかけとと思うが、取り違えたのかも知れない。」などとかいまのでは発動があるであり記述しないかと同かれたのに対し、「そちらでそう考えるらどうらに、原告は本作監をしないまま診療報酬請求をしたのではないかと問われたのに対し、「そちらでそう考えるらどうらこ、原告が平成14年1月3日の2、3日後に、風邪の治療の手に関したいと思うがないかに正請求であるものと認められる。(5)P13について(別報2-7 平成3年4月から平成9年3月までの間にP12を診療をしたいでよりが記められる。(6)P13について、上れば、原告と、早成3年4月から平成3年1月23日、2日後に、第2年に対しまれば、同人が記憶を持ているこれに対しまれば、原告ののではないかと問われたのに対し、「を院について、「そちらに、原格では、第2年1月2日のよりに対しまれば、原告ののではないかと同かに対しまれば、原告ののでは、第2年1月2日のでは

開設から1年ほど経ってから(5ないし6年前)3回くらい受診した。」、「医療費通知に α 医院の名称が記載されていたが、受診していないため、疑問に思って区に連絡した。」旨陳述していることが認められる。なお、P14作成の平成14年3月19日付け陳述書(甲77)には、「 α 医院に行った日は分かりません。」との記載があるが、これは、事情聴取における上記では、大名を存むできませる。

(7) P3について(別紙2-10, 11 平成8年6月から平成12年12月までの50回にわたる診療報酬請求) ア 証拠(Z15, 30)によれば、P3は、平成11年12月22日、品川区に対し、「 α 医院には平成8年4月から受診していないのに、医療費通知が来たので、調査願いたい。」旨申し立て、また、平成13年1月24日、被告らの行った事情聴取に対し、「 α 医院については、開設から1年間くらいの間に、風邪の治療のために数回受診したが、診療日が少なく、診療時間も短いため、必要なときに受診できないので、以後全く受診していない。」旨陳述していることが認められ

取があるが、これは、事情聴取における工能陳述内谷を皆足りるものとは認められない。 他方、上記診療報酬請求の内容は、平成8年11月から平成12年12月までの間、前後48回にわたり、再診、指導、 投薬、注射、検査をしたというものであるが、仮にP15がこれだけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を 誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような申立てや陳述をする合理的な理由は見出し難い。 イ また、証拠(乙3)によれば、原告は本件監査の際、P15に対する診療の有無について、「前もって出した薬 を後の日付で書いたと思う。診察はしていない。いつから診察していないかは覚えていないが、患者がそう言うならそ れでいい。」、「この人については、患者の言うとおり来ていないということでいい。」と診察していないことを認め

れでいい。」、「この人については、患者の言うとおり来ていないということでいい。」と診察していないことを認める供述をしていた。
 さらに、原告が平成8年11月から平成12年12月までの間にP15を診療したことをうかがわせる証拠はない。
・ さらに、原告が平成8年11月から平成12年12月までの間にP15を診療したことをうかがわせる証拠はない。
・ つ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。
(11) P16について(別紙2−18、19 平成8年4月から平成12年12月までの54回にわたる診療報酬請求)
ア 証拠(乙34)によれば、P16は、平成13年1月24日、被告らの行った事情聴取に対し、「α医院については、
開設されたばかりのころに受診したが、その後全く受診していない。」、「医療費通知が来て不審に思い、区役所に電話した。」旨陳述していることが認められる。なお、P16作成の平成14年3月19日付け陳述書(甲80)には、「α医院へ通院しておりましたが、何月何日に受診したか、詳しいことは記憶が確かではありませんので、P23先生に一任します。」との記載があるが、これは、事情聴取における上記陳述内容を否定するものとは認められない。

他方、上記診療報酬請求の内容は、平成8年4月から平成12年12月までの間、前後54回にわたり、再診、指導、投薬、注射、検査をしたというものであるが、仮にP16がこれだけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を Γα医院

誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような陳述をする合理的な理由は見出し難い。 イ また、証拠(乙3)によれば、原告は本件監査の際、P 1 6 に対する診療の有無について、P 1 6 は少なくとも 平成10年10月に引っ越してからは、 α 医院を受診していないと言っていると問われたのに対し、「はっきりといつ来た という確証になり、患者が言っているなら、患者の言うとおりにして下さい。」と、同人の引越し後には同人を診察

容を否定するものとは認められない

容を否定するものとは認められない。 他方、上記診療報酬請求の内容は、平成8年4月から平成12年12月までの間、前後52回にわたり、再診、指導、投薬、注射、検査をしたというものであるが、仮にP17がこれだけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような陳述をする合理的な理由は見出し難い。 イ また、原告は本件監査の際、P17らに対する診療の有無について、上記(6)イのとおり述べた。 さらに、原告が平成8年4月から平成12年12月までの間にP17を診療したことをうかがわせる証拠はない。 ウ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。 (13) P18について(別紙2ー22 平成8年4月から平成12年12月までの23回にわたる診療報酬請求) ア 証拠(乙36)によれば、P18は、平成13年1月23日及び同月24日、被告らの行った事情聴取に対し、「 α 医院については、何年か前に、生命保険に加入する前の検査で、一度だけ連れて行かれたことはあるが、診療を受けたことは一度もない。」、「医療費通知に α 医院の名称が記載されていたが、 α 医院がどこにあるかも分からない。」旨陳述していることが認められる。なお、P18作成の平成14年4月9日付け陳述書(甲75)には、「 α 医院のことについては、記憶が確かでございません。」との記載があるが、これは、事情聴取における上記陳述内容を否定するものとは認められない。 められない。

他方、上記診療報酬請求の内容は、平成8年4月から平成12年12月までの間、前後23回にわたり、再診、指導、投薬、検査をしたというものであるが、仮にP18がこれだけの診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような陳述をする合理的な理由は見出し難い。 イまた、証拠(乙3)によれば、原告は本件監査の際、P18に対する診療の有無について、「往診した覚えがるる。」と供述するのみであったことが認められる。

「往診した覚えがあ

る。」と供述するのみであったことが認められる。 さらに、原告が平成8年4月から平成12年12月までの間に P 1 8 を診療したことをうかがわせる証拠はない。 ウ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。 (14) P 1 9について(別紙2ー23、24 平成8年5月から平成12年12月までの47回にわたる診療報酬請求) ア 証拠(乙16、19、37)によれば、P 1 9 は、東京食品販売国民健康保険組合に対し、平成12年1月14日、「同組合が作成した平成11年4月分から同年11月分までの受診状況に関し、 α 医院では受診していないので、調査願いたい。」 旨申し立て、次いで、平成12年7月10日、「数年前の春、花粉症の治療のため、一度だけ α 医院を受診したが、それ以後は全く受診していない。 α 医院の診療報酬請求は明らかに不正である。」 旨申し立てたこと、P 1 9 は、平成13年1月25日、被告らの行った事情聴取に対し、「 α 医院については、平成7年に花粉症の治療のために一度受診しただけである。」 旨申述していることが、それぞれ認められる。

さらに、対象者をP2とする平成8年11月22日、同月29日、平成10年3月27日及び同年4月1日付けの各MBC総合報告書(甲25ないし28)及び同年3月27日付けの蛋白分画検査報告書(甲29)は、同人が平成8年11月22日ないし平成10年4月1日の間にこれようながままる。またようないではあります。 平成11年4月から同年7月までの間に、原告がP2を 診療したことをうかがわせる証拠はない。

診療したことをうかがわせる証拠はない。 ウ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められる。 (17) P1について(別紙2-28 平成12年3月から同年12月までの10回にわたる診療報酬請求) ア 証拠(甲18、19、乙43の別紙2-17)によれば、原告が本件監査の際に提示したP1に係る診療録には、別紙3-10とおりの記載がされていたことが認められる。 イ ところが、証拠(乙40)によれば、P1は、平成13年2月14日、被告らの行った事情聴取に対し、「 α 医院については、平成12年2月に風邪の治療のために受診し、その際に血液検査及び心電図検査を受け、2週間分の薬をもらい、その2週間後に再度受診し、再度2週間分の薬をもらった。それ以後は受診していない。注射は受けていない。」旨陳述していることが認められる。 なお、P1作成の平成14年3月18日付け陳述書(甲76)には、「 α 医院を何月何日に受診したのか、また、その内容については、記憶が確かでありません。 α 医院と診に関しては、P23先生に一任します。」との趣旨の記載があるが、これは、事情聴取における上記陳述内容を否定するものとは認められない。 他方、上記診療報酬請求の内容は、平成12年3月から同年12月までの間、前後10回にわたり、再診、指導、投薬、注射、検査をしたというものであるが、仮にP1がこのような診療を実際に受けたのであれば、同人が記憶を誤ることは考えにくく、他に同人が事実を偽って上記のような陳述をする合理的な理由は見出し難い。 ウa また、対象者をP1とする平成12年2月22日付け心電図(甲20)及び同日付けMBC総合報告書(甲21)は、同人が平成12年2月22日に上記各検査を受けたことをうかがわせるものにすぎない。 さらに、患者名を「P1」とする同年4月7日付けの薬袋(甲22)が原告から提出されたが、弁論の全趣旨によれば、上記薬袋がP1に交付されずに α 医院に残っていたのは、同人が前同日に投薬を受けていなかったことを示すものと認められる。

よれば、上記栄養がドーに入りて行うになる。 ものと認められる。 その他、平成12年3月から同年12月までの間に、原告がP1を診療したことをうかがわせる証拠はない。 b なお、監査調書のP1に係る事故例の一覧表の備考欄(乙1)には、平成12年7月に「麻毒」を投与した旨の記載があるが、同一覧表の診療内容欄の記載と対比すれば、これは単なる誤記であると認められ、これが原告に保険医登録取消処分を課するために、意図的に記されたものであると認めることはできない。 エ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められ、原告

っているが、これは事実に反する旨主張するが、P7は上記事情聴取において、主に平成12年2月以降のことを念頭において供述したものと推測され、血液検査欄に毎月1回と記載されているのも、同月に上記陳述のとおり血液検査を受けたことを指しているものと認められるから、同調査票のこれらの記載も、「それ以後は受診していない。」旨の陳述部分の信用性を何ら左右するものではない。
 ウ また、対象者をP7とする平成11年7月24日付けのレントゲン写真(甲8)及び同日付けのX線検査診療情報提供書(甲65)は、同人が平成11年7月24日に上記検査を受けたことをうかがわせるものにすぎず、平成12年3月から同年12月までの間に、原告がP7を診療したことをうかがわせる証拠はない。
 エ これらの事情に照らすと、上記診療報酬請求は診療の事実に基づかない不正請求であるものと認められ、原告の本件監査における「P7は勤め帰りに定期的に来ている。」旨の供述は、上記診療報酬請求に係る期間に関する限り、信用することはできない。

の本件監査における「P7は勤め帰りに定期的に来ている。」旨の供述は、上記診療報酬請求に係る期間に関する限り、信用することはできない。
また、上記のとおりであるとすれば、別紙3-2の診療録の記載のうち、平成12年3月4日から同年12月1日までの記載は事実に反するものであり、原告は、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬を不正に請求させたものと認められる。
(19) 以上のとおりであるから、α医院において、別紙1記載の患者ら18名に関し、診療の事実がないにもかかわらず、別紙2記載のとおり診療報酬を不正に請求した事実が認められ、これに加えて、P6、P1及びP7に関し、原告が、診療の事実がないのに、診療録に診療した旨の虚偽の記載をし、当該診療録に基づき、α医院をして診療報酬を不正に請求させた事実が認められる。

正に請求させた事実が認められる。 そして、これらの事実は、前記「被告の主張」(3)のとおり、保険医療機関の指定の取消処分及び保険 取消処分の各根拠ないし基準を定めた健康保険法等の法令及び監査要綱の規定に該当するものと認められる。 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の

争点2について 弁明の機会の付与について

原告は、本件監査及び本件聴聞において取り上げられていた診療報酬の不正請求に係る患者はP1ら5名のみで あって、別紙1記載の18名もの患者に係る診療報酬請求が問題とされていたことは、原告に示されていなかった旨主張す

。 a しかし, 証拠 (乙3,44) によれば、本件監査において、原告は、患者29名分 (これらは、いずれもP1ら5名以外の患者である。)の診療録を提示しなかったところ、被告の担当者から、かかる診療録の提示がない理由についても問い質されており、また、別紙1記載の18名の患者の名前を個別に挙げられて、診療実態の有無等について事情を聴かれたことが認められる。なお、監査調書(乙1)には、事故例として、P1ら5名に関するものしか記載されていない

が、これが、本件監査あるいはこれに引き続く手続において、P 1 6 5 名に係る診療報酬請求のみが問題とされることを意味するものでないことは、明らかである。また、証拠(甲7、8、乙10ないし12、46)によれば、原告は本件聴聞に先立ち、東京社会保険事務局保険部保険医療課において、監査調書(乙1)、開設者・管理聴取書(乙2)のほか、P 6 を除く別紙1記載の患者ら17名に関する患者実態調査票計17通(乙24、26ないし41)の各書類を閲覧したこと、原告は本件聴聞において、診療実態があることを裏付ける資料として、P 1 6 5 名には含まれないP 1 0 に関するMBC総合報告書(甲7)及びP 7 に関するレントゲン写真(甲8)を提出し、これらに基づき口頭及び陳述書で意見陳述をしたこと、被告の担当者は、本件聴聞において、平成7年2月分から平成12年12月分として請求のあった診療報酬明細書は社会保険及び国民健康保険の患者を合わせて108名であったが、本件監査においてそのうち79名の患者の診療録しか提示されず、これは療担規則8条、9条等の規定に違反する旨の説明をし、また、P 1 0 及びP 7 の診療実態に関する原告の言い分に対して反論を加えていたこと、本件聴聞では、P 6 に対する診療実態の有無についても議論されたことが、それぞれ認められる。なお、原告の平成14年5月7日付け内容証明郵便(甲13)に対する被告の同年6月14日付け回答(甲14)には、「不正請求に基づく行政処分は、上記文中のP 1 以下5名分で足りるものと判断いたしております。」と記載されているが、上記のような本件監査及び本件聴聞の状況のほか、東京地方社会保険医療協議会でも、別紙1記載の18名の患者に係る診療報酬請求を前提に協議がされたものと認められること(甲91の1・2)に照らせば、上記回答書の記載が、本件監査から本件各取消処分に至る過程で、P 1 6 5名に係る診療報酬請求のみが問題とされていたことを意味するものであるとは認め難い。

りか... 認め難い。 b(a)

したがって、原告の主張は理由がない。 原告は、東京地方社会保険医療協議会の答申を得る段階で、原告作成の「陳述書第2部」と題する書面(甲70)

被告の一部の担当者が、 本件監査や本件聴聞において、不当で横柄な対応をとったとして、るる主張

い。ウ 原告は、被告の一部の担当者が、本件監査や本件聴聞において、不当で横柄な対応をとったとして、るる主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はない。ことに、監査調書(乙1)については、証拠(乙1、3)及び弁論の全趣旨によれば、被告の担当者が原告の印鑑を用いて押捺したのは契印であって、原告は、本件監査の終わりに、被告側から監査結果をとりまとめたので、確認のうえ署名押印して欲しい、意見があれば記入して欲しいと言われ、監査調書の「監査に対する開設者の意見」欄及び「監査に対する保険医の意見」欄に署名押印しているほか、P 1 65名に係る事故例一覧表の「保険医の弁明」欄に、「投薬あとでとりに行くので、処方しておいてください、事実に反することあり」、「記憶不明」などと自ら記載したうえ、当該各欄に逐一押印していることが認められ、かかる事実に照らせば、原告に監査調書の内容の確認をさせないまま、被告の担当者によって押捺がされた旨の原告の主張は、理由がないものといわざるを得ない。また、「申出書」と題する書面2通(甲41、42)の作成状況についてみると、これらの書面はいずれも既払の診療報酬の返還手続に関するものにすぎないところ、証拠(乙1、3、74)及び弁論の全趣旨によれば、原告はこれらの書面を作成する際、併せて「診療報酬の不正請求についての返還方法の確認事項」と題する書面(乙74)をも作成していること、本件監査において、原告は診療報酬の不正請求の事まを一部といたのであり、これら3通の書面は、かかるる告の弁明を前提に作成されたものと認められるから、被告の担当者において、敢えて原告を誤信させなければ原告に署名捺印してもらえないような性質の文書ではないことが、それぞれ認められ、これらの事実や上記3通の書面の文面等に照らしても、原告がこれらの書面の内容を本件監査への出席等の確認文書と誤信したとは認められない。なお、原告は、東京都福祉局保険部医療保険課課長補佐であるP 2 1 は本件聴聞に出席していなかったにもか

かわらず、聴聞議事録(乙12)では出席したことになっている旨主張するが、同人が本件聴聞に出席していなかったこ とをうかがわせる証拠はない。

とをうかがわせる証拠はない。
(2) 事故例の統計処理について
原告は、監査調書(乙1)における事故例の統計処理が恣意的にされている旨主張するが、P1については、本件監査の際に、原告から欠落のない診療録が提示されたのであるから(乙43)、その限りで原告の主張は前提を欠くものであるし、統計処理が恣意的にされたことを認めるに足りる証拠は全くない。
(3) 原告は、東京地方社会保険医療協議会の答申は適切な資料・根拠に基づくものではない旨主張するが、上記(1)及び(2)で検討したところに照らしても、かかる事実を認めることができないことは明らかである。

その他、本件各取消処分に至る過程において、被告のとった措置等に本件各取消処分の取消事由となるような違 法があったと認めるに足りる証拠はない。

争点3について

保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分については、前記「法令の定め等」(3)のとおり、処分

保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分については、前記「法令の定め等」(3)のとおり、処分基準が監査要綱第6の1(1)として定められ、公表されている。そして、上記2(1)アで検討したところによれば、本件監査において、原告は別紙1記載の18名の患者の名前を挙げられて、個別に診療実態の有無等について事情聴取されたこと、行政手続法15条1項及び2項所定の事項が記載された聴聞通知書が原告に送付されたこと(乙9。なお、これにより、原告において不利益処分の原因となる具体的な事実を認識することが可能であったと認められることは、上記のとおりである。)、原告は本件聴聞に先立ち、監査調書(乙1)のほか、P6を除く別紙1記載の患者ら17名に関する患者実態調査票計17通(乙24、26ないし41)の各書類等を閲覧したこと、本件聴聞において、被告の担当者は、手続の冒頭に、不利益処分の原因となる事実等を説明し、原告も、MBC総合報告書等の証拠書類を提出したうえ、口頭及び陳述書で意見陳述をするなどし、両者の間で、P10、P7及びP6に対する診療実態等について議論がされたことが、それぞれ認められる。本件各取消処分は、上記の経過を踏まえてされたものであり、これらの経緯を併せれば、本件各取消処分に係る書面による理由の提示の内容が前記「前提となる事実」(6)のようなものであったとしても、原告において、いかなる具体的な事実が処分事由に該当するのかを知り得る程度の記載がされているものと認めることができるから、本件各取消処分は、行政手続法14条の規定に違反するものとはいえない。

分は、行政手続法14条の規定に違反するものとはいえない。 第4 結論

よって, 原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第2部

典	陽	村	市	裁判長裁判官
浩		井	石	裁判官
哉	俊		矢	裁判官